

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成18年5月18日(2006.5.18)

【公開番号】特開2001-205023(P2001-205023A)

【公開日】平成13年7月31日(2001.7.31)

【出願番号】特願2000-12737(P2000-12737)

【国際特許分類】

B 0 1 D 39/16 (2006.01)

A 6 1 L 2/16 (2006.01)

A 6 1 L 9/01 (2006.01)

B 0 1 J 47/12 (2006.01)

C 0 8 L 101/04 (2006.01)

A 0 1 N 25/34 (2006.01)

A 0 1 N 59/12 (2006.01)

D 0 1 F 1/10 (2006.01)

D 0 1 F 6/46 (2006.01)

【F I】

B 0 1 D 39/16 A

A 6 1 L 2/16 Z

A 6 1 L 9/01 B

A 6 1 L 9/01 M

B 0 1 J 47/12 G

C 0 8 L 101/04

A 0 1 N 25/34 B

A 0 1 N 59/12

D 0 1 F 1/10

D 0 1 F 6/46 A

【手続補正書】

【提出日】平成18年3月29日(2006.3.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 ヨウ素を含有した高分子材料を糸状に加工してフィルタ素材をつくり、そのフィルタ素材を用いて抗菌フィルタを形成してなる、エアフィルタ。

【請求項2】 前記フィルタ素材を用いて不織布をつくり、その不織布を用いて抗菌フィルタを形成してなる、請求項1に記載のエアフィルタ。

【請求項3】 前記抗菌フィルタの下流側に、活性炭を用いて形成した活性炭フィルタを設けてなる、請求項1または2に記載のエアフィルタ。

【請求項4】 前記高分子材料に、樹脂にイオン交換吸着してヨウ素を含有してなる、請求項1、2または3に記載のエアフィルタ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 0 7 】

【 課題を解決するための手段 】

そのため、請求項 1 に記載のエアフィルタは、ヨウ素を含有した高分子材料を糸状に加工してフィルタ素材をつくり、そのフィルタ素材を用いて抗菌フィルタを形成してなることを特徴とする。

【 手続補正 3 】

【 補正対象書類名 】 明細書

【 補正対象項目名 】 0 0 1 3

【 補正方法 】 変更

【 補正の内容 】

【 0 0 1 3 】

請求項 4 に記載のエアフィルタは、請求項 1、2 または 3 に記載のエアフィルタにおいて、前記高分子材料に、樹脂にイオン交換吸着してヨウ素を含有してなることを特徴とする。

【 手続補正 4 】

【 補正対象書類名 】 明細書

【 補正対象項目名 】 0 0 1 4

【 補正方法 】 変更

【 補正の内容 】

【 0 0 1 4 】

そして、高分子材料に、樹脂にイオン交換吸着してヨウ素を含有してなり、糸状に加工する前に既にフィルタ素材自体が抗菌性を有するから、糸状に加工後に抗菌剤を付着（吸着）させて含有させることが不要となる。そのため、前述のように、低い通気抵抗、かつ高い捕集効率で、空気中の菌、ウィルス等を捕集、不活性化する。

【 手続補正 5 】

【 補正対象書類名 】 明細書

【 補正対象項目名 】 0 0 1 5

【 補正方法 】 削除

【 補正の内容 】

【 手続補正 6 】

【 補正対象書類名 】 明細書

【 補正対象項目名 】 0 0 1 6

【 補正方法 】 削除

【 補正の内容 】

【 手続補正 7 】

【 補正対象書類名 】 明細書

【 補正対象項目名 】 0 0 3 4

【 補正方法 】 変更

【 補正の内容 】

【 0 0 3 4 】

この発明のエアフィルタは、たとえば、電気集塵式その他、フィルタ式、イオン式等の空気清浄機に使用することができ、これらの空気清浄機を設置可能な空間の空気の清浄化に適用することができる。また、空気清浄機その他、エアコン、マスク等のフィルタとして使用することができる。

【 手続補正 8 】

【 補正対象書類名 】 明細書

【 補正対象項目名 】 0 0 3 8

【 補正方法 】 変更

【 補正の内容 】

【 0 0 3 8 】

【発明の効果】

この発明によれば、糸状のフィルタ素材自体が抗菌性を有するため、後に抗菌剤を含有させることが必要でなく、抗菌剤の付着（吸着）によりフィルタ繊維間に目詰まりを来たして通気性が劣化することもないから、低い通気抵抗、かつ高い捕集効率で、空気中の菌、ウイルス等を捕集、不活性化して清浄な空気を提供することができる。

また、抗菌剤として、オゾンに対し反応性の低いヨウ素を使用するから、オゾンが発生する電気集塵式空気清浄機に使用しても、オゾンによる抗菌性能の劣化を生じない。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0041

【補正方法】削除

【補正の内容】